

PRESS RELEASE



令和元年7月30日

< 報道関係各位 >

「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）」創設のご案内 ～鶴岡市と提携し、「山形県沖を震源とする地震」で被災された方の住宅補修を支援～

「山形県沖を震源とする地震」により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：加藤利男）は、鶴岡市と提携した「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）」を創設します。

1 災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）の概要

(1) 対象者

鶴岡市内の被災住宅の所有者又は居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「り災証明書」を交付されている方（賃貸事業を行う場合は対象外）

(2) 対象工事

地震の被害により損害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）

(3) 融資条件

ア 融資額：200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）

イ 返済期間：10年以内

ウ 融資金利：0%

※ 上記融資額（200万円又は300万円）を超えるお借入れを希望される場合は、無利子融資と併せて730万円まで機構の通常の「災害復興住宅融資（補修資金）」もご利用いただけます。

2 災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）の申込受付期間・申込方法

(1) 申込受付期間

令和元年8月5日（月）～令和2年3月31日（火）

(2) 申込方法

機構への郵送による申込み

※ 借入申込書等については、3に記載のお客さまコールセンターへご請求ください。

3 融資に関する電話相談窓口

次の災害専用ダイヤルでご相談をお受けいたします。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話無料）

※営業時間：9：00～17：00（祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。）

※ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、048-615-0420（通話料金がかかります。）
におかけください。

《本件に関する報道関係の方からの照会窓口》

経営企画部 広報グループ 長福、井田、木村、岩尾、池森

TEL：03-5800-8019